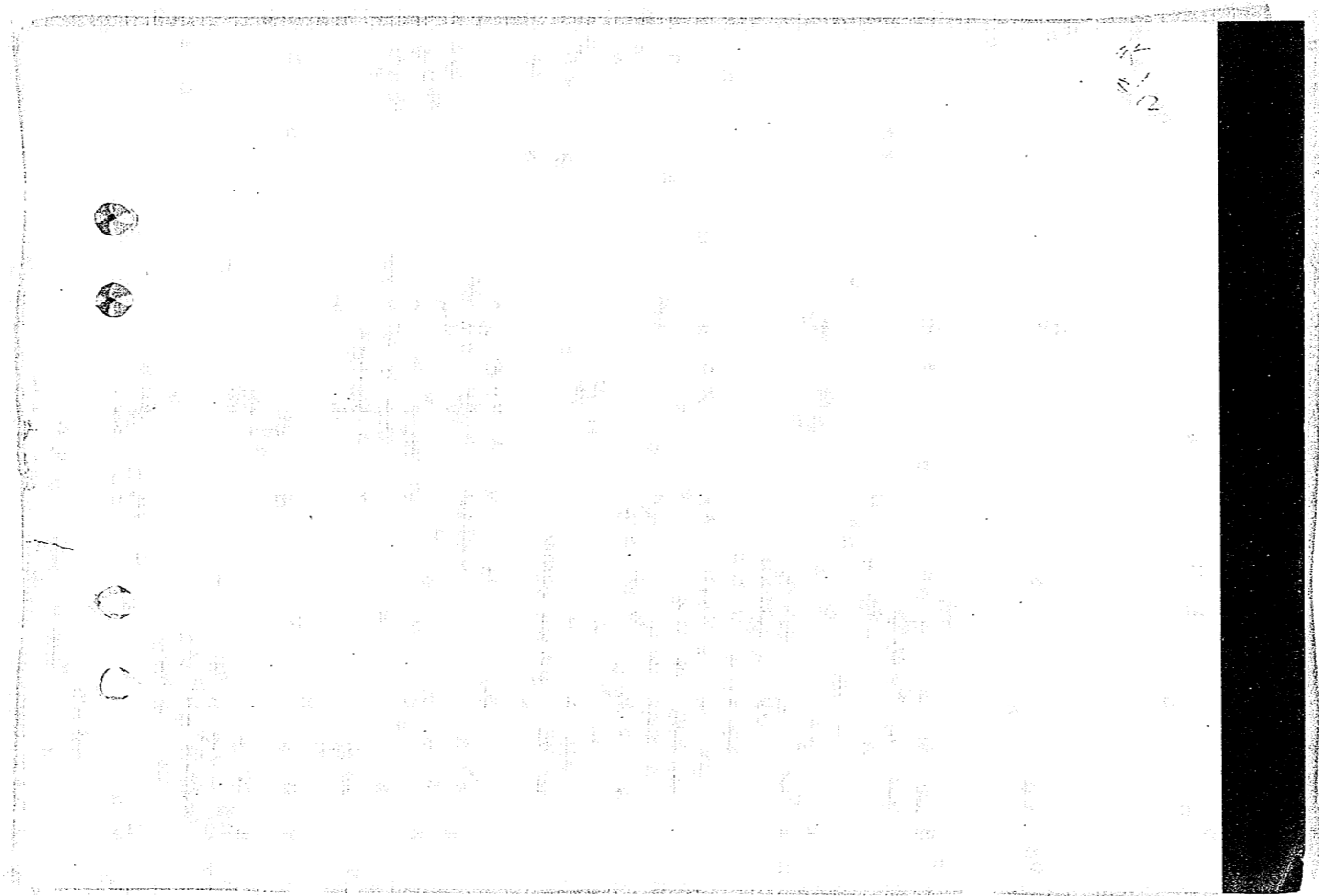


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助予算（昭和46、昭和47年度）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43560

琉政予算



アフリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記 (赤色)

(第 333 号

昭和 45 年 12 月 10 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高 瀬



(件名)

71年度琉球政府予算

引用公・電信
日付・番号

71年度予算案を編成している琉政企画局

は、このほか各局の事業費概算要求を切った

と、12月7日付沖縄タイムス

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属給便 (貨) 付属給便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

在外公館

首座 参事官
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力子
局庶務



手
大
さ
者
送
付
済
12/12

朝刊及び同日付琉球新報朝刊) 切抜き、
拓務省まで別添送付する。

GA 4

外務省

12月7日
856

三億ドル台に拡大

明年度予算編成を急ぐ

行政

明年度予算案を編成している内閣府は、このほど各局の事業規模拡大を急いでいる。行政府は、明年度は七年復旧に向け、復興準備、仕掛けとなることから、急ぎ準備、格差是正、経済刺激のために国庫財政政策を推進する方針でいる。各局の事業規模拡大の総額は、二億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。行政府は、このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。

予定している「復興総合計画」を大枠として、五億八千八百五十六万四千五百七十五円を追加することになり、これを追加すると、七億三千九百一十八万五千五百七十五円になる。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。

明年度予算案を編成している内閣府は、このほど各局の事業規模拡大を急いでいる。行政府は、明年度は七年復旧に向け、復興準備、仕掛けとなることから、急ぎ準備、格差是正、経済刺激のために国庫財政政策を推進する方針でいる。各局の事業規模拡大の総額は、二億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。

総額は約三億ドルに

明年度 各局の概算要求額

行政

明年度予算案を編成している内閣府は、このほど各局の事業規模拡大を急いでいる。行政府は、明年度は七年復旧に向け、復興準備、仕掛けとなることから、急ぎ準備、格差是正、経済刺激のために国庫財政政策を推進する方針でいる。各局の事業規模拡大の総額は、二億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。

明年度予算案を編成している内閣府は、このほど各局の事業規模拡大を急いでいる。行政府は、明年度は七年復旧に向け、復興準備、仕掛けとなることから、急ぎ準備、格差是正、経済刺激のために国庫財政政策を推進する方針でいる。各局の事業規模拡大の総額は、二億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。このうち、国庫財政政策を推進する事業規模は、一億五千八百八十七万円に達する。

1971年度琉球政府財政概況

45.515

種、対庁

1. 予算見込

大入	(1971年度見込額)	(1970年度(補正後))	(比較)
	千円	千円	千円
租税及び印紙収入	99,998	83,835	16,163
日本政府援助金	68,263	47,959	20,304
米國政府援助金	13,235	18,690	△ 5,455
借入金	19,500	10,000	7,500
その他	3,323	4,598	△ 1,275
計	202,319	165,081	37,238
支出			
人件費	71,488	58,153	13,335
運営費	12,682	12,221	461
準備費	117,899	94,417	23,482
計	202,319	165,081	37,238

註

1. 税制改正による物品税、酒類消費税、煙草消費税、登録税の増徴
 1. 所得税 2,000千円減税を見込んでいる。また布衣税の改正により、1,000千円の増税を見込んでいる。
2. 日本政府援助金の調整費 2,779千円を計上している。
3. 借入金 6,000千円は中借入を予定している。また現行赤字償還に借入は、
4. 人件費の中には昨年12月からのペースアップ(10.1%)分、欠員補充分及び団交におお
 期末手当増額分等一切を含んでいる。
5. 事業費については、日米両政府の援助事業のほか、専独事業にわたる1970年度
 並外に計上されている。

総 理 府

B-4 大坂市357-104 (100K307)

租税及び印紙収入増加内訳

(1) 自然増	13,423,510
(2) 税制改正による増	1,740,400
増	3,968,100
物品税	156,400
酒類消費税	530,800
煙草消費税	762,600
石油税	1,762,500
登録税	500,000
船舶・汽船税	255,800
↑ 減税	
所得税	2,227,700
(3) 新税法を民法に適用	1,000,000
合計	16,163,910

総 理 府

B-4 税関事務用紙 (1964年用紙)

3 借入金の内訳

(1) 資金運用部資金

赤字借入	6,000,000	千円
勸奨退職事業	1,000,000	
公共事業	4,500,000	
計	11,500,000	

(2) 市中銀行

公考事業	6,000,000
------	-----------

合計 17,500,000

4 人件費の内訳

(1) ベーパ分	10.1%	170分	3,250,000	千円
		171分	5,946,000	
		計	9,196,000	

(註) この報告では給与優待給、期末手当は
 雑費に入れている。

(2) 因体交渉による期末手当増額分

異期分	350,000	千円
異議給分	300,000	
計	650,000	

(3) 負担増 3,489,000 千円

(定年 1,204,000)
 (年終給分 1,295,000)

総 理 府

5 事業費内訳

	1971年度見込額 円	1970年度(修正後) 円
(1) 日政援助分	50,569,000	37,330,000
(2) 米政 "	11,360,000	11,190,000
(3) 琉球政務分 計	55,920,000	45,892,000
	112,889,000	94,412,000
(4) 琉球政務内訳		
市町村交付税	16,242,000	13,331,000
人持会繰入れ	3,413,000	2,626,000
社会保険原担金	1,318,000	844,000
工本資金	1,284,000	1,840,000
才公債費	4,259,000	2,620,000
力援助対象費	8,226,000	2,540,000
才政債本払分	6,396,000	3,125,000
才その他	14,328,000	13,920,000

総 理 府

B-4 大昭和SSP 2-194 (100050)

台 沖 港 倒 の 要 望 事 項

(1) 琉球政府は、給与改定、完全実施、平均率標準業、前年度並増上を前提とし、不足財源、135009人への補てんを以て、措置を要望した。

ア 45年度予備費の使用に、援助金を増額するに。

イ 本工、資金運用部資金、借入れの予定を減らすに。

ウ 日本政府の援助に、ついでに利息を免除するに。

エ 明年度予算に、琉球政府1991会計年度援助費を増額するに。

(2) 財源対策協議会が、次の要望を行なった。

ア 琉球政府、援助要請額を、日本政府、援助決定額との差額を償還するに。

イ 国庫有地の管理権を琉球政府に付託し、油脂の収益金を琉球政府に納入するに。

ウ 電力公社、水道公社、南奄美漁公社の利益剰余金を琉球政府の予算に納入するに。

エ 布令114号(所得税)と布令126号(自動車税)を撤廃するに。

オ 国家事務経費の全額国庫負担とし、かつその対応費を以て、環市町村相当分、交付税に及ぼすに。

米國政府援助金(琉球政府分)

(単位:千円)

	1970年度	1971年度見込
公安業務	1000.000	1250.000
保健衛生	500.000	625.000
学技建設	1900.000	0
学技備品	460.000	0
救復給付金	6000.000	0
光令年紅生	240.000	0
環境予防生	115.000	0
性病予防等	210.000	0
結核予防	215.000	550.000
紅生教育	20.000	0
母子保健	10.000	0
保健所建設	35.000	0
八病療養所建設	215.000	240.000
病院建設	440.000	0
道路標識	70.000	0
警備整備	155.000	0
道路工事	2500.000	0
公営位定	400.000	0
土地位定公社	560.000	0
ARIA資金計	15150.000	2665.000
道路工事	1500.000	1250.000
下水道	1500.000	2350.000
飛行場	340.000	0
貨	200.000	0
水道	0	250.000
一般資金計	3540.000	10150.000
合計	18690.000	13515.000

総 理 府

B-1 米國政府援助金 (1000円単位)

1. 石油販売益金

米国民政府は、石油取扱、数量、仕切価格、流通経路等一切を公表していかたい。再弁務官一般資金の收入については益金の額が不明である。中継事務所が非公式に個人の資料を入手してはいるが、次のとおりである。

1968年度	9,846,824 #
1969年度	11,700,000 "
1970年度	12,600,000 "

2. 布令14号に付した所得税 (外人所得税)

年度	布令に付した税額 #	民法適用の場合の税額 #	増減 #
1968	1,720,872	5,060,086	3,339,214
1969	1,503,000	3,922,200	2,419,200
1970	1,608,500	2,471,800	863,300

注1 民法に適用の場合、税額が減少している。所得税減税の結果である。

2. 布令税と民法税との主な相違点(次、参照)。

	布令税	民法税
基礎控除	600 #	440 #
配偶者控除	600 "	440 "
扶養控除	600 "	200 "
給与所得控除	なし	定額210 # 2500 # 1.0%
税率	10%	12.5%

3. 布令126号に付了自動車税

年度	布令に付了税額*	民法法適用の場合の税額*	増減*
1968	135,664	1303,100	1,167,436
1969	135,162	1,286,210	1,151,048
1970	144,900	1,677,600	1,532,700

註1) 布令税と民法法税との税率の比較は次のとおり。なお、車種別区分は別表のとおり。
 * 外人自動車、定額に付了。大型乗用車は普通乗用車、税率を比較した。

	布令税	民法法税	(台数)
大型乗用車	6.25%	1.20%	11,054
小型乗用車	5.12%	5.5%	11,850
小型二輪車	3.2%	6%	477
軽二輪車	1.92%	4%	356

註2) 民法法自動車税は1970年度に改正(増徴)され、改正時期は本年1月1日。なお、1969年度に付了明年度の布令税との税額を併せて拡大した見直しが行われた。

4. 三公社の利益剰余金

琉球水道公社	269,729*
琉球電力公社	2,614,505**
琉球南港金融公社	2,135,274**
合計	5,021,508**

註 **付了は1969年度決算に付了。

下地訓練飛行場建設

45.5.14

1. 経緯

支古群島伊良部村下地島へ訓練飛行場を建設するため、1921年秋に8億円の財取援助金(1初に日本航空KKから2億円を援助す。)を計上して、これは全体計画(昭和45~49年、総事業費45億円)の初年度分である。

この作り場施設費45億円のほかに給油施設、宿舍、炊室等の訓練施設費に約20億円を要するので、施設の建設費の総額は65億円となる。

なお初年度援助費8億円の積算内訳は用地買収費2億円(日航2億円-100万円)、土地造成費6億円となる。

2. 現状

現在琉球政府臨時土地調査庁において(受注者 沖縄都市建設KK)地籍図帳三角測量、多角測量、一筆調査、細部測量(測量図の未仕上げ)等の調査をおこなっており、これらの測量は5月29日に完了する予定である。地形測量200m²地質調査は7月以降に完了見込である。

3. 建設事業推進に関する琉球政府の考え方

用地買収に当たって琉球政府は地元住民と親睦するための問題として次の着点を申越してきた。

(1) 土地買収費として千億円を予算計上されているなか、土地造成費

6億円のうちから一部流用が必要であると

(2) 補償費の計上可能なこと上記と同様、予算流用が必要であること

(3) 土地収収面積は100万坪以下を計上して11万坪が残り約200万坪の収収はどのような扱いになるかとのこと

(4) 復興後の空港管理について明確な規定書の交換が必要であること

4 琉球の考え方に対する方針

上記3の琉球政府の考え方に反対するため、5月11日、運輸省から当方向において関係者の打合わせも行ったこと確認された。

(1) 琉球政府提供の土地充て当美例 (伊波野村の畑地) 1坪=168, 2坪=169) からみて本件予算単価 1坪=400円は妥当なものと考へる。

しかし土地収収費かとのような積算根拠が、あとこれ位不足しているのかについて、琉球政府の意向を確認したいことである。

(2) 補償費を定めたことにはその内容が明確でないが、それが離作料に相当するものであることは、本来土地収収費の中に含まれてゐることである。

(3) 残余地の収収問題については、予算要求の過程においてもまた勘定においても訓練作場の建設地受用地は100万坪であり、それ以上の用地取得については、政府はどのように内外に對し、一考も意見をのたまふことはないのか、本件については、政府は何ら回答をささるる立場にないか、たゞ日航の年々顧問弁護士が現地に於いて

総 理 府

下地島金島を冠上げても差支えない由中の発言をしたことについて御
「たごかあつて、この問題についてこの様な根拠と理由に
おし、またこの程度現地関係者へ琉球が説明しまたは感服を
与えていよからついで、同政府の意向を察知せよ。

(4) 取柄の文書の交換を各々については上司の判断をまかせよ。

(5) 以上についても、本件の執行促進をはかるため、
関係取柄を仲儀へ派遣し、事務的打合わせをおこなうこととおしよ。

先島へのテレビ生放送について

45.5.14

先島へのテレビ生放送の可能性について、郵政省、電通社の技術要員の調査報告によると、次の点からみて、現状では困難である。

1. 本土～沖縄本島間については、島がたまたまマイクロ無線をつかっていることで、生放送は可能であるが、左右～那覇間は距離が遠くてこの方法では不可能である。

2. 衛星打上げによる方法は考えられるが、衛星は現在全世界で180ヶしか打上げられていないので、国際間での効果的な活用という点からみて問題がある。

3. しかし技術的にかつて現時点においては困難であるが、最近における技術進歩のテンポからみて、あと10年もすれば、技術的に可能であると思われる。

琉球政府立中部病院における医師の卒業研修制度について

1. (制度の趣旨)

沖縄の医師不足を緩和するため、医師の養成、確保について政府の努力にもかかわらず、本土の医科大学に進学した医学生の特選率はきわめて悪く、また、一旦沖縄に帰還した医師も再び本土に流出する傾向にある。その原因として大きく指摘されることは、(1)沖縄には医学に用いる研究、教育機関がなく、医師が大学卒業後新しい知識、技術をとり入れる機会が乏しいこと。(2)近代設備を備えた医療技術を活用する場がないことである。そのような現状を改善するため、高水準のスタッフ及び設備を有する医療施設を設けることにより医科大学の卒業研修の場を設け、沖縄を医療人にとって魅力ある地域とし、かつて医師の定着性を高める医療水準の向上を図ることを狙いとして、この制度が設けられたものである。

2. (実施)

(1)開始 USCARが1964年頃から立案によりかかり、関係機関との協議を重ね、1966年に最終決定となり、1967年4月に第1回の研修生が受け入れられた。

(2)根拠 業務分担コンマ1は、USCARと琉球政府の間の了解事項

が、教育顧問の派遣については、USARPAC（北太平洋陸軍）と
ハワハ大学との契約がある。

(3) 教育顧問 当初13名（現在10名）の教育顧問が派遣され、これら教
育顧問の多くは、ハワハ大学籍者であるが、ハワハ大学籍者以
外の者も派遣元（例えば日本本土、韓国の大学、病院等）に在籍
したまま、ハワハ大学と契約し同大学の準教授（Associate
professor）として派遣されている。

(4) 研修生 1期生（67年採用）8名、2期生（68年採用）11名、3期生
（69年採用）13名、4期生（70年採用）16名、計48名
研修期間1年未満であったがその後3年間に渡り続けた。

(5) 予算 教育顧問の給与（月額2,000円）、旅費、敷費、米食料防
衛予算からハワハ大学を通じて支払われている。また研修生に
は、琉球政府から月額150円の年当りが支給されている。米国防
府負担の単次別推移は次のとおりである。

66年度	1204円（4,320万円）
67年度	2604円（9,360万円）
68年度	4474円（16,092万円）
69年度	5954円（21,420万円）
70年度	6724円（24,192万円）
71年度	5104円（18,360万円）

総 理 府

3. (用題表)

米側は本計画経費の米費担当について、1971会計年度をわけて打切り

たいこの契約を数明し、日本側に対し、その部分の肩がわりを要請して

いる。USCAR公衆衛生教育局の計算によれば、72年度5004千円

(18,000万円)、73年度4004千円(14,400万円)、74年度(10,800万円)。

75年度2004千円(7,200万円)の予算を必要とするというている。

焼酎の少額とわ今年度採用された16名の研修生について、今後

3年間の研修期間があることから、その必要経費をどうするかを、本計画の

担い手との効果を検討して、本日から教育スタッフを一種派遣する

等の存在を念め、米側と協定をすため、早急に対応を必要とする

がある。

沖總レ州の海洋博覧会開催に關して

1. 國際博覽会に關する條約 (昭和40年1月22日條約第2号) によ
り、本條約の適用を受ける博覧会を開催しようとする国は、國際事務局
局に対し、博覧会の登録と及びその申請とを行うわけがなければならない。
2. 國際博覽会には一般博覽会と、特別博覽会がある。

① 一般博覽会とは

(1) 定款) 二以上の生産部門における人類の活動成果と利益とを
博覧会及び特定分野 (衛生、応用美術、近代的生産、植
民地の開発等) における達成と進歩の全体を示すこと
を目的とする開催される博覧会。(制三が「万博」)

一般博覧会には、才一種 (秘拉諸國) と九の國の東利
館と建設の義務を課すもの) と才二種 (秘拉諸國が
九の國の陳列館と建設のことに許すもの) がある。

② 博覧会の回数

才一 同一の地において、才一種の博覧会は、五年間に
一回に限られ開催するべからず。又、種類が異なる

博覧会、二つの一般博覧会の間には10年の間隔を置

とさせていただきます。

1. 展覧の主な開催地として一般博覧会については1年間隔で次の
とおりです。

2) 才1種の一般博覧会の場合 6年

3) 同一の性質の才2種の一般博覧会の場合 4年

4) 異なる性質の才2種の一般博覧会の場合 2年

5) 才1種と才2種の一般博覧会の場合 2年

① 特別博覧会とは、

(1) 農林(1)の応用科学(電気、光学、化学等)、(2)技術(織物
製造、印刷等)の原料(皮革、絹、ニッケル等)または(3)生
産必需品(暖房、食料品、輸送等)に関するもの。

(2) 博覧会の回数

1. 同一の性質の特別博覧会が、2以上の隣接国の領域

にわたって同一の時期に開催されることはない。

2. 同一の性質の特別博覧会を同一の引上げ角で開催する

場合 5年の期間を過すことはない。

④ 開催実績

(1) 継続的に行なう系列の規定上適合な博覧会が自国の領域
に於いて開催されることは、外交上の経路を阻害し、不平等
競争に誘致外国に對し招請を行なう。

- a) 才1種一般博覧会に於いては開催の3年示
- b) 才2種一般博覧会に於いては開催の2年示
- c) 特別博覧会に於いては開催の1年示

(2) 國際事務局に對し登録の申請の上記招請時期の
6ヶ月示を行なうが好む。

⑤ 問題点

ア、海外博覧会に開催する場合の如きは在りては
カ、海外開発技術中心に於て、その程被趨是方向的な利強
めがた。

イ、開催回数及び受入の態勢の問題に、72年の開催
は一般に於て特別に於て物理的に不可能と思はれ
る。故に1972年より有利に在るべき意義が薄れ、
ウ、海外博覧会、系列に於て特別博覧会が

工、国際探査会年報に基き、諸系統は正式の外交ルート
を通じ、国が行なうに比べては、1972年以前
に日本と政府の間で締結しておける関係に比べて
左右の如く。

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

米北才一

発全議第59号
昭和46年3月3日

外務大臣
廣知格一殿

全国町村議会
会長 山田



昭和46年度町村行財政対策
に関する要望について

2月4日開催の本会第22回定期総会において別紙のと
おり決議をいたしましたので、これが実現につきまして貴
職の格別なご高配を賜わりますようお願いいたし
ます。

式部
官
総務
知(細)
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力ナ夕
局庶務



目 次

行政改革に関する要望 2頁

町村財政の充実強化に関する要望 3頁

町村道路の整備促進に関する要望 4頁

義務教育施設等の充実強化に関する要望 5頁

厚生行政の充実強化に関する要望 7頁

総合農政の推進に関する要望 9頁

過疎対策の促進に関する要望 10頁

地方公務員定年制の早期実現に関する要望 12頁

議員共済年金制度の改善促進に関する要望 13頁

台風・豪雨の常襲地域の災害防除に関する要望 14頁

自然災害共済制度の創設に関する要望 15頁

広域経済圏の設定に関する要望 16頁

新都市計画法に関する要望 17頁

工場地方分散法（仮称）の早期制定に関する要望 19頁

✓ 繊維品の対米輸出に関する要望 20頁

✓ 毒ガス兵器の即時全面撤去に関する要望 18頁

石炭鉱業の安定と産炭地域の振興に関する要望 21頁

要 望

全国町村議会議長会第22回定期総会の決議に基づいて
要望いたします。この国の発展と地方自治の進歩のため
これが実現につき、貴職の格別なご高配を賜わりたく
お願いいたします。

昭和46年2月

全国町村議会議長会
会長 山田宗一

行政改革に関する要望

最近における社会経済の急激な発展に伴ない、行政に対する各種の需要は逐年増加の傾向にあるが、現行地方制度は国の行政制度に制約されることが多いことにかんがみ、市町村優先の原則を活かしつつ、国と地方を通ずる行政制度を改革するより下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 地方支分部局の整理編成を閣議決定どおりすみやかに実施すること。
2. 国の機関委任事務および出先機関を大巾に整理すること。

町村財政の充実強化に関する要望

町村自主財源が極めて不足している現況にかんがみ、その自主性を強化し、社会経済の変動に伴ない過疎・過密をはじめ諸対策を実施し、行政水準の維持向上をはかるため、町村財政を充実強化するより下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 地方交付税の総額を確保し、地方団体の固有財源であること、交付税の増額を確保し、その増額を確保すること。を明確化するための措置を講ずること。
2. 町村は、国勢調査の結果によると人口が著しく減少の傾向にあるが、地方交付税の算定にあたっては、人口急減補正の措置を強化すること。
3. 町村の特殊性に応じた地域開発、社会開発等を推進するため、地方債を大巾増額するとともに、その資金構成および貸付条件を改善すること。また、水田買上げにかかる地方債について、政府資金金利6.5%以上のものについては利子補給をすること。
4. 国庫補助金・負担金については、補助単価・対象・数量等の実態を把握し、実情に即した措置を講じ、地方超過負担を解消すること。
5. 消防財源充実のため、一般財源の強化、国庫補助金の増額、起債枠の拡大をはかること。

町村道路の整備促進に関する要望

最近の社会経済の発展により、交通量は質・量ともに著しく激増しているにもかかわらず、町村道路整備の状況は依然として低水準のまま放置されている現況にかんがみ、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 町村の道路目的税源の拡充強化のため、自動車重量税の増強、燃料課税の引き上げを行ない、町村への配分を強化すること。
2. 地方交付税における道路橋りょう費の基準財政需要額の充実強化をはかること。
3. 町村道路整備事業に対する地方債の拡大と充当率の引き上げをはかること。
4. 主要町村道を県道に昇格するため、交通量をかんあんする等認定基準の拡大をはかること。

義務教育施設等の充実強化に関する要望

義務教育施設等教育環境の整備充実については、逐年改善されつつあるところであるが、いまだ十分とはいえず、とくに学校の新設または統合による事業量は、ますます増加の傾向にあり、町村財政を圧迫している現状にかんがみ、これが助成措置を充実強化するとともに、教育水準の向上をはかるための諸施策を講ずるため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 義務教育施設費国庫負担事業量を拡充し、国庫負担率・構造比率を引き上げるとともに、建築単価を現実に即して引き上げ、町村の超過負担を解消すること。
2. 学校用地取得費に対する起債枠の拡充と国庫補助の強化をはかること。
3. 町村教育委員会は、組織のみあって、実体が伴わない実情にかんがみ、広域行政の一環として統合が容易に行なわれるよう財政援助措置等を講ずること。
4. 現行学校給食に米飯給食を取り入れるとともに、必要な調理施設、食器類および輸送車輛等の諸費を補助対象とすること。
5. 最近の幼稚園教育の重要性にかんがみ、幼稚園教育の義務制

を推進し、幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。

幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。

幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。

幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。幼稚園教職員等の給与を全額国・県において負担する制度を創設すること。

厚生行政の充実強化に関する要望

社会保障の充実と国民生活の生活水準の向上をはかるため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度の改善充実
 - (1) 合理的な標準保険税(率)を設定するとともに、この収入で不足する財源は、財政調整交付金により全額補てんすること。
 - (2) 事務費交付金は、実質10割とすること。
 - (3) 保健婦設置費補助金の増額ならびに補助率を引き上げること。
 - (4) 助産の給付に対する補助の拡大強化をはかること。
2. 保育所の整備充実
保育所の新增設及び運営費に対する国庫補助の大巾増額と補助基本額の引き上げ、保育単価の引き上げをはかること。
3. 環境衛生施設等の整備促進
 - (1) じん芥処理及びし尿処理施設に対する国庫補助率を引き上げるとともに、起債枠の拡大及び充当率を引き上げること。

また、し尿処理施設に対する用地先行取得に対する補助制度を設け、融資対象とすること。

(2) レザー、ポリエチレン、ナイロン等化学物質の焼却処理及び恒久的処理について、公害のない合理的処理方を確立すること。

総合農政の推進に関する要望

米の生産調整実施等食糧需給の著しい変化及び都市・農村間の労働力流動化等農山漁村をめぐる社会経済情勢は極めて厳しく、農業は困難な局面をむかえつつあり、わが国農林漁業の自立安定のため総合的対策が緊急に要請されている現況にかんがみ、下記の諸対策をすみやかに実施するよう強く要望する。

1. 農産物需給の長期見透しの下に、農業生産の地域分担制度を確立すること。
2. 米の生産調整は、農民が自発的に作付転換できる施策を講ずるとともに、転換作物についての価格及び流通の完全保障制度を確立すること。また、奨励金については45年度実績を下回らないよう格段の措置をすること。
3. 農業生産性の向上と農業生産の拡大をはかるため、農作物の適地適作について大局の見地に立って指導するとともに、価格について保障すること。
4. 食糧管理制度の趣旨からして、米の買入れ制度、二段米価等の措置は行なわないこと。
5. 米の消費拡大の施策を積極的に推進するため、学校給食を米飯に切りかえ、これに要する財源は国において措置すること。

過疎対策の促進に関する要望

経済の高度成長に伴ない過疎化現象はますます深刻化しつつある現況にかんがみ、さきに成立をみた過疎法の趣旨をさらに充実し、下記事項の実現を強く要望する。

1. 過疎法第13条の規定によって、県が代行する基幹的な市町村道、農林漁業道の整備に要する経費については、これを積極的に推進するため、国庫補助負担を強化すること。
2. 過疎債、刃地債を大巾に増額すること。また過疎債の元利償還に要する経費の地方交付税への算入率を現行5.7%から8.0%に引き上げること。
3. へん地、離島等の公的医療施設の充実、医師・保健婦等医療確保を強化するとともに、巡回診療車、患者輸送車の整備促進及び診療所の設備並びに運営費の補助率を大巾に引き上げること。
4. 赤字バス路線対策等交通確保のため、国の財政措置を強化すること。
5. 国鉄の赤字線については、交通機関の公共性を考慮し、経営の合理化の理由により廃止することなく国鉄の責任で維持する

とともに、地方鉄道公社案等による赤字負担の地方転嫁はしないこと。

6. 準過疎町村に対しても、過疎町村と同様の財政措置その他の対策を樹立すること。

地方公務員定年制の早期実現に関する要望

人事管理の適正化を推進するため、地方公務員の定年制を法制化することは、地方関係団体の多年の念願であり、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は、今国会において必ず成立をはかることを強く要望する。

議員共済年金制度の改善促進に関する要望

町村議会の任務の重要性にかんがみ、議員及びその遺族の生活の安定をはかるため、下記事項の実現を強く要望する。

1. 議員共済の掛金の公費負担をすみやかに実施すること。
2. 共済会の行なり年金給付額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動を生じているので、すみやかにスライド制を実施すること。
3. 国民年金法の支給制限を排除すること。

台風・豪雨の常襲地域の災害防除に関する要望

台風・豪雨の常襲地域における災害防除措置については、極めて不十分なため、災害時には人命・財産に対する被害が甚大であり、また巨額の災害復旧費を要する現状である。

よって、国におかれては、国土の保全と民生の安定のため、下記記事項の実現を強く要望する。

1. 台風常襲地域における災害の防除に関する特別措置法を全面的に活用すること。
2. 地方公共団体独自の施行事業については、財源が少なく十分な海岸保全事業を実施することは不可能である現状にかんがみ、特別海岸としての区域の指定の拡大をすること。
3. 高潮対策事業量を大幅に拡大すること。
4. 海岸保全のための国の負担金を増額すること。

自然災害共済制度の創設に関する要望

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地すべりなどの自然災害により毎年全国的に莫大な被害が発生している現状にかんがみ、被災世帯に対する救済措置として自然災害共済制度をすみやかに創設するよう強く要望する。

広域経済圏の設定に関する要望

最近の農産物等の需給状況は、流通機構が複雑多岐になっていることなどから、生産価格と消費価格は著しく格差を生じており、住民生活の不満と不安をもたらしている現状である。

よって、政府は、物資需給体制を改善するため、徹底した基礎調査を実施し、この調査結果に基づき、一定地域を圏域とする広域経済圏を設定して、輸送の合理化と労働力を適正に配分できる措置を行ない、物価の安定と国民生活の向上を推進するよう強く要望する。

新都市計画法に関する要望

新都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の線引き作業は、個人の私有財産が制限を受けるものであり、都道府県等の一方的な作業によることなく、住民の意見を聞いて民主的に決定することが必要である。

よって、政府は線引作業にあたっては、住民の納得のうえ民主的に決定実施するため、慎重かつ万全を期するよう強く要望する。

毒ガス兵器の即時全面撤去に関する要望

沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器は、沖縄県民の生命に大きな不安と恐怖を与えている現状にかんがみ、日米両国政府は、沖縄県民の生命の安全を保障するため、下記事項の実現を強く要望する。

主として、

1. 毒ガス兵器を即時に全面撤去すること。

2. 沖縄における毒ガス兵器の全面撤去の時期、輸送経路並びに輸送上の安全対策を明示すること。

3. 毒ガス兵器が撤去されるまで、その安全性を確保するために日米琉からなる科学者監視委員会を設置すること。

工場地方分散法（仮称）の 早期制定に関する要望

農業の近代化を促進し、経営の合理化をはかるため、工場の地方分散をはかり農工併進をはかることは極めて重要な課題である。

よって、政府は過密・公害の弊害を除去し、適正な工場の地方分散をはかるための工場適地の確保、金融・税制上の優遇措置等の助成及び農業者の転業雇用等を盛り込んだ工場地方分散法（仮称）を早期に制定されるよう強く要望する。

繊維品の対米輸出に関する要望

要望を関の抜附限早

繊維品の対米輸出規制の問題については、地元産業にあたる影響が甚大であることにかんがみ、政府は一方的な規制を排し、

今後の交渉に万全を期するより強く要望する。工銀の改訂は増収式

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

改訂の取上る五版、J 改訂の書公、補版の取上、ア。上

石炭鉱業の安定と産炭地域の振興に関する要望

石炭鉱業の安定と産炭地域の振興をはかるため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 原料炭新鉱の開発、一般炭需要の確保等石炭鉱業の長期安定的生産対策を確立すること。
2. 産炭地域振興臨時措置法の10カ年以上延長と法内容の改善強化等産炭地域振興対策の強化促進をはかること。
3. 産炭地市町村人口急激に対処する交付税特別措置の実施、産炭地振興臨時交付金増額等産炭地市町村財政の確立をはかること。
4. 石炭鉱害二法の延長と早期完全復旧をはかること。
5. 炭鉱離職者対策の強化継続をはかること。
6. 産炭地域の小・中学校、幼稚園、保育所等文教厚生施設の建設及び教職員配置に対し特別助成措置を講ずること。

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘密標記 (赤色)

米復

第 687 号
昭和 46 年 11 月 2 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



字
0
1
4
7
6
5
1
1
5
3

総務
調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力才夕
局庶務

(件名)
琉球政府のための現物援助の供与

引用公・電信
日付・番号
往電才 1105 号

10月29日の代理会議に米側から提出
した本件に関する説明資料2部別添送付
可也。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:



PROVISION OF AID-IN-KIND ASSISTANCE
TO THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS

1. U.S. Aid-in-Kind food donations to the Ryukyus was begun shortly after World War II by an organization known as LARA (Licensed Agencies for the Relief of Asia). This aid continued until 1953 when the U.S. Food-For-Freedom program was initiated under Public Law 480, Title II. An organization entitled RIVAC (Ryukyu Islands Voluntary Agencies Committee) was then formed to coordinate the new food donation program. Voluntary agencies involved in RIVAC were Church World Service (CWS) and Catholic Relief Service (CRS). The Chairman of RIVAC was the Welfare Officer, HEW, USCAR, who was also designated as the AID Food-For-Peace Officer, Ryukyus. Committee members were representatives of the voluntary agencies, of the GRI Education and Welfare Departments and of the Ryukyu School Lunch Society. RIVAC was abolished effective with the termination of the CWS and CRS activities in Okinawa in June 1970. The U.S. Government now supplies PL 480, Title II foodstuffs to Okinawa under the terms of a direct agreement worked out between the USG and the GRI.

2. In past years, the Aid-in-Kind program distributed non-fat dry milk, bread flour, vegetable oil, bulger wheat and CSM (corn, soya, milk) to support Relief Cases, the Maternal/Child Feeding Program, Institutions and TB Home Care Feeding Programs and the School Lunch Program. Total value of U.S. commodities approved for distribution during FY 70 was \$2.3 million. Out of this, \$1.6 million was paid by the U.S., added an estimated \$.7 million to the cost of the FY 70 program. The following is a brief description of programs which have received, or continue to receive, U.S. Aid-in-Kind assistance.

a. Relief Cases:

(1) "Relief Cases" are needy families whose income falls below a minimum subsistence standard established by the GRI. The minimum standard varies according to the age and number of family members. These families may apply to the GRI for financial help and are entitled to food allotments distributed by Shi-Cho-Son offices throughout the Ryukyus. Effective 30 June, 1970 the GRI commenced supporting this program entirely out of its own resources. USG assistance in this area is no longer necessary.

b. Institutions and TB Home Care Feeding Programs: The following institutions received aid-in-kind food commodities through 30 June 1971:

(1) Welfare institutions - including those providing care for orphans, aged persons, cripples, etc. 1,075 individuals received assistance from the GRI under this program.

(2) Medical institutions - including those providing care for TB, mental and Hansen's Disease patients. 1,776 individuals received assistance from the GRI under this program.

(3) Nurseries - including day nurseries for children under 3; Jidoen for children 3-5; and seasonal nurseries organized by the District Welfare Offices to care for children during the planting and harvesting seasons. 5,169 children received assistance under this program. U.S. support to this program was provided through the Maternal/Child Feeding Program described in d below.

(4) The Aid-in-Kind program also supplied milk to 10,000 TB home care patients who are unable to enter institutions. Lists of patient recipients were compiled by nurses attached to each municipal office and submitted to the Central Government through the District Health Centers.

U.S. support to the above-listed programs totaled about \$1.75 million in FY 71. Since U.S. food assistance to these categories of recipients terminated at the end of FY 71, the GOJ is urged to consider making plans for early provision of similar aid-in-kind assistance to the GRI for restoration of this program.

c. School Lunch Program: Commodities distributed under this program include dry milk, flour, bulger wheat, cooking oil, and CSM. This constitutes approximately 30% of the school lunch menu. The balance is provided by the GRI and/or the family depending on the family's ability to pay. The cost of this program to the USG in FY 70 was \$1.5 million, excluding freight costs. The USG will continue to provide supplementary food assistance under this program to approximately 241,000 children through FY 72, or until Reversion, whichever is earlier. It is assumed that the GOJ will be considering whether or not it will wish to continue some form of School Lunch Program after Reversion.

d. Maternal/Child Health Feeding Program: Commodities distributed under these programs were used to help meet basic nutritional requirements of approximately 8,000 nursing mothers and preschool children. The estimated yearly cost of this program to the USG was approximately \$700,000. Since U.S. food assistance to these categories of recipients terminated at the end of FY 71, the GOJ is urged to consider making plans for early provision of similar aid-in-kind assistance to the GRI.